

令和5年度入札契約制度改正について

令和5年度より、入札契約制度を次のとおり改正しますのでご留意ください。

1 建設コンサルタント等業務（土木建築に関する工事の設計、調査、測量など）における前金払制度について

これまで、建設工事は前金払を適用してきましたが、建設コンサルタント等業務（土木建築に関する工事の設計、調査、測量など）についても受注者の資金調達の円滑化により適正な履行が確保されるように前金払制度を導入します。

対象は1件300万円以上の案件で、前払金の額は請負代金額の10分の3以内です。

令和5年4月1日以降の契約締結案件から適用となります。

2 低入札価格調査における失格判断基準について

公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事の「直接工事費」及び「現場管理費」の算定式を改正します。

3 災害応急対策又は災害復旧に関する工事における不可抗力による損害についての運用について

災害応急対策又は災害復旧に関する工事における不可抗力による損害については、発注者が損害合計額を負担するものとするものとします。

4 週休2日モデル工事試行要領の改正について

令和6年4月からは建設業においても時間外労働規制が適用され、建設現場における労働環境改善が益々求められています。そうした状況を踏まえ、今後の週休2日制の定着に向けて、令和5年度より発注方式や対象工事を拡大します。